

平成23年5月19日制定

周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市建設工事請負契約約款（単年度用）第10条第4項及び周南市建設工事請負契約約款（単償用）第10条第4項に規定する「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の要件)

第2条 現場代理人は次の要件を満たすこと。

(1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用）があること。

(2) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号の規定による営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）ではないこと。

(常駐を要しない期間)

第3条 現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務を認める対象工事)

第4条 次の(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼務できるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

(1) 個別要件

ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は直線距離50m以内の

近接した場所で施工する場合（監理技術者の場合は適用しない。）

この場合、現場代理人の兼務については、複数の工事契約を1件の契約とみなす。

イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合

ウ 監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号。以下「運用マニュアル」という。）における「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合

エ 以下の要件をいずれも満たす場合

（ア）兼務する工事契約が3件以内であること。

（イ）それぞれの請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。

（2）共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも周南市内であること。

イ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制（携帯電話や連絡責任者の配置等）を確保できること。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

（現場代理人の兼務手続）

第5条 現場代理人の兼任を希望する場合は、受注者は現場代理人兼任申請書（別記様式第1号）により発注者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 やむを得ない理由で現場代理人を変更しようとするときは、その工事の監督職員とあらかじめ協議したうえ、現場代理人兼任変更届（別記様式第2号）を提出しなければならない。

（現場代理人の兼任の取消し等）

第6条 現場代理人を兼任することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任の取消し、工事成績への反映、指名停止等必要な措置を行う。

2 現場代理の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとし、指名停止等必要な措置を行なう。

(大規模災害復旧工事における現場代理人取扱いの特例措置)

第7条 広範囲に発生した公共施設等災害復旧工事が発生した場合における現場代理人の兼任の取扱いについては別に定める。

(共同企業体施工における現場代理人)

第8条 共同企業体による工事の施工時の現場代理人については、代表者となる建設業者等に雇用される者でなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

2 改正後の現場代理人の資格要件については、平成25年6月1日以降の入札公告、指名通知又は見積書を徴する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月10日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。